

監事監査報告書

社会福祉法人 雄勝福祉会

理事長 西村 信一 殿

私たち監事は、社会福祉法第40条及び定款施行細則第9条に基づき、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの事業年度に関する、理事の業務執行の状況及び社会福祉法人雄勝福祉会の財産の状況について、平成28年5月23日に監査いたしました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要施設における業務及び財産の状況を調査し事業の報告を求めました。


また、会計帳簿等の調査を行い、財務諸表、すなわち、資金収支計算書（資金収支決算内訳表を含む。）、事業活動計算書（事業活動内訳表を含む。）、貸借対照表及び財産目録につき検討いたしました。

監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記財務諸表の記載が合致しているものと認めます。
- (2) 財務諸表は法令及び定款に従い、法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業活動報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (5) 介護サービスを提供するなかで、事故が見受けられます。大事には至っておりませんが、今後同様な事案が発生しないように注意してください。また、第三者委員の意見・助言を参考にしながら、事故防止に努めてください。また、行政等に報告した事故については理事会にも報告し、助言等を求め情報を共有し今後の業務運営にいかすようにしてください。
- (6) ばあとなあ・新設事業のサテライト施設と愛光園・平成園の関係は、繰り入れ金による調整で収支差調整のもと、法人一体の経営意識を見て取れます。しかしながら、こうした関係は短期的であるべきと考えます。非採算部門の要因分析をしっかりと行い、事業所定員管理や職員配置、そして障害程度区分や介護度の適正化を図りながら、収支バランスの改善を望みます。
なお、事業の縮小・統合・移行を行う場合は、利用者の不利益を招かないような体制を考えたいうえで、関係機関との調整を図るなどして、丁寧な対応をしてください。
今後は、法人全体としての事業の方向性を一層明確に示し、共有していくことが大切となり、そのもとに職員教育・人材育成に努めてください。利用者の取り巻く状況の変化等の要因により安定した決算とはなりにくいことは理解できるものの、まだまだ需要はあるだろうし、公益性を追求しながらの、安定した経営を期待します。
- (7) 事業譲渡や合併の動向について、地域や利用者、職員にとって、将来良かったと言われるような経営基盤となりますこと、よろしく願いいたします。

平成28年5月23日

社会福祉法人 雄勝福祉会

監事 鈴木 大悟 
監事 高階 豊太 